

議 会 運 営 委 員 会 書 記 録

令和 6 年(2024年) 1 1 月 5 日(火)
第 3 委員会室

◎ 出 席 者

- ◇委員長 伊 藤 治
- 副委員長 久保田 茂
- 委 員 大和田 哲、大 田 ちひろ、和泉田 宏 幸、小 林 成 好
横 井 聖 美、清 田 巳喜男、後 藤 孝 江、白 川 秀 嗣
松 島 孝 夫
- ◇議 長 島 田 玲 子
- ◇委員外議員 瀬 賀 恭 子副議長
- ◇傍聴議員 なし
- ◇事務局 松村局長、藤浪課長、倉田主幹、東條主幹、高橋主幹、村田主幹
長谷部主査

○ 開 会（１０：００）

◇ 議長あいさつ

○ 議 事

◇ 「議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化」について《課長説明》

お手元の「議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化について」をご覧ください。
具体的な方法についての概要をまとめたものになる。

まず、「オンライン化の方法」については、電子申請、電子メール、グループウェア・クラウドサービス等の３つの方法が考えられる。電子申請は、越谷市電子申請・届出サービスを使用するもので、指定フォームへの入力により、必要事項の確実な記入や本人同意の確認を要する手続が可能であることから、住民から議会に対する通知等に用いることを考えている。電子メール及びグループウェア・クラウドサービス等は、議員からの通知など、議会内部の手続に用いることを考えている。電子メールは、登録した電子メールアドレス、事務局に届け出ているアドレスを利用して通知いただき、必要に応じて電話、口頭による本人確認を併用することを考えている。また、グループウェア・クラウドサービス等は、現行では、既に導入している L I N E W O R K S を用いることを考えている。

次に、「本人確認の方法」だが、電子署名、主体認証、間接的確認、その他の方法による確認の4つの方法が考えられる。既にご決定いただいた、「会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程」において、議会等に対して通知を行う者は、通知者が議員である場合は電子署名を、通知者が議員以外の者である場合は電子署名と電子証明書を求めることを原則としているが、各通知の主体や性質等を勘案し、電子署名以外の方法により本人確認をすることを考えている。主体認証は、本人しか知り得ないパスワード等の情報による本人認証を行う手法で、電子申請システムの利用者登録や、LINE WORKSのパスワードによるログインが該当する。間接的確認は、電子メールアドレスによる本人確認や、やり取り等のプロセスにより本人確認をするものである。また、その他の方法として、口頭や電話等により本人確認する方法がある。

以上の内容を踏まえ、続いて、資料「議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化の方法（案）」をご覧いただきたい。各手続の性質等を考慮し、先程ご説明したオンライン化の方法・本人確認の方法を、手続ごとに指定するものである。

まず、「1 住民からの手続等」について、「請願の提出」にあたっては、電子申請システムで提出を行い、主体認証により請願者の本人確認を行うことを考えている。具体的には、①請願者は、事前に紹介議員の了承を得たうえで、電子申請システムを利用して請願書等を提出いただく。その際、請願者に紹介議員の氏名及び了承日を明示していただくほか、入力フォームの活用または書類データの添付により、個人情報の取扱いに係る同意、連絡担当者などの事務手続き上必要な事項を確認する。その後、②事務局から紹介議員に対し確認を行う。次に、「陳情書の提出」にあたっては、請願同様、電子申請システムで提出を行い、主体認証により陳情者の本人確認を行うことを考えている。なお、請願、陳情書の提出については、令和7年4月からのオンライン化を目指し、ご協議を進めていただければと考えている。

続いて、「2 議会側への手続等」については、大半の手続きにあたって、電子メールまたはLINE WORKSといったグループウェア・クラウドサービス等を利用することを考えている。ただし、正副議長及び議員の「辞表の提出」については、その地位、権利を侵害するリスクが生じ得ることを考慮し、電子署名を用いた厳格な本人確認を行うことを考えている。

続いて「3 議会側からの通知等」について、国への「意見書の提出」にあたっては、既に国会に対する意見書のオンライン提出の方法が指定されているほか、先日、総務省における意見書のオンライン提出の方法が示されたので、別途お手元に総務省からの通知を配付させていただいた。当該手続きのオンライン化については、必要な機器等の準

備が整い次第、開始時期等を協議いただくことを考えている。そのほか、議事日程表等の文書配布について、グループウェア、クラウドサービスを利用してオンライン化を行うことが考えられるが、議会におけるタブレット端末の導入に係る協議と併せて、文書共有方法についての協議を進めていただくことを考えている。

続いて、「4 その他」について、「会議録の作成」、「委員会記録の作成」にあたっては、署名の代替措置として電子署名が指定されている。各記録等のデジタル化に関しては、データ保存の運用等に検討を要することから、他団体の動向等を注視し、追って協議を進めていただくことを考えている。

☆白川委員 住民から議会への手続等は、実際には議長に対する手続ということか。

★課 長 そのとおりである。

☆白川委員 市民からは、個々の議員に対する連絡もなされる。議員個人宛ての連絡に関してはどう考えるのか。

★課 長 議員個人の電子メールアドレスは、掲載可能としている議員に関し、各議員から提示いただいたアドレスをホームページに掲載している。一方で、今回の議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化については、住民から議会に対する手続等、法令上は議長等に対してなされる手続等についてオンライン化を進めていくにあたっての方法を提示するもので、具体的な方法が決定した場合には、ホームページ上に請願もしくは陳情の提出といった項目を作成し、オンライン上の手続きに進むような流れになることを考えている。

★委 員 長 本件については、一度各会派でご検討いただき、次回以降の議会運営委員会で改めて協議したいと思うが、いかがか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

◇ 政務活動費の運用の見直しについて

・ 耐用年数について 耐用年数の上限を任期内とすることについて

★委 員 長 本件については、9月定例会告示日に、これまでの意見を反映させた手引きの改正（案）のたたき台をお示しした。当該改正（案）について、各会派に持ち帰った結果を伺いたい。

☆清田委員 前回と同様の意見であり、購入品の耐用年数を検討するに当たっては、所有権の帰属などの法的整理をしたうえで検討していくのがよいと思うが、結論がまだ出ていない。再度会派内で十分検討し、次回お答えしたい。

- ☆和泉田委員 前回と同様の意見であり、政務活動費運用の手引きのとおりとし、耐用年数の考え方を変更する必要はないと考える。
- ☆白川委員 前回と同様の意見であり、耐用年数の上限を任期内とすることとしてよい。
- ☆後藤委員 前回と同様の意見であり、耐用年数の上限を任期内とすることとしてよい。
- ☆大和田委員 前回と同様の意見であり、耐用年数の上限を任期内とすることとしてよい。
- ☆大田委員 前回と同様の意見であり、耐用年数の上限を任期内とすることとしてよい。手引きの改正（案）に賛成する。
- ☆小林成好委員 前回と同様の意見であり、耐用年数の上限を任期内とすることとしてよい。
- ☆松島委員 公明党越谷市議団は、改正（案）のうち具体的にどの部分に反対なのか教えていただきたい。
- ☆和泉田委員 現在の政務活動費運用の手引きにおいて、耐用年数に応じて会計処理を行うこととしており、現状の運用で支障がないと考える。
- ☆松島委員 手引き改正（案）の全部分に反対するということか。
- ☆和泉田委員 一度会派に持ち帰った後に、意見を示したい。
- ★委員 長 本件については、本日の意見を踏まえ、再度各会派に持ち帰り、改めて協議することでよいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

◇ 議会活性化等について

1 議会のICT活用について

・ LINE WORKSの対象を拡充する取組について

- ★委員 長 10月から、執行部からの提供資料範囲の拡充の取組が開始されている。このことを踏まえ、本項目にかかる感想や意見等があれば伺いたい。
- ☆横井委員 今まで書類で提供されてきたものがオンラインで提供され、良い取り組みだと思う。LINE WORKSでは送付されたメッセージにリアクションすることが可能だが、どのように取り扱うべきか。
- ★課 長 執行部からの情報提供に関しては、執行部側が無料版LINE WORKSを利用し、外部連携機能により情報提供を行っているため、現状、執行部側において誰が既読しているかが確認できない。よって、何かし

らリアクションを入れていただくと助かる部分もあるかと思うが、現行の考え方では特にリアクションを入れなくてもよいと考える。

★委員 長 以前、事務局からのLINE WORKSを利用した通知に対しては、反応しなくてよいという話があったと記憶している。執行部に対しても同様の取扱いでよいと考える。

☆松島委員 LINE WORKSの使用方法に関し、事務局からの連絡に対し、全議員のトークルームで返信がなされると、必要な情報が分かりづらくなる。事務局に直接連絡できる方法を周知するなりしてはどうか。

★課 長 今のご意見も含め、事務局に対して個別に返信するようお願いするなど、適宜対応してまいりたい。

★委員 長 本項目について新たなご意見があれば、随時提案していただきたい。

・ オンライン会議の導入を目指す取組について

★委員 長 本項目については、4月臨時会告示日に配付した資料に沿って協議していくこととなっている。

まず、「1 会議規則及び委員会条例の改正や運営等に関する要綱等を整備することについて」は、9月定例会告示日に、「越谷市議会オンライン委員会開会要領」を制定することが決定されたので、お手元に当該要領を配付させていただいた。

また、「2 使用システムについて」は、有償版LINE WORKSの機能を活用していき、なにか不具合等があれば、他の製品について検討していくことで決定されている。

続いて、「3 使用機器の導入手法について」は、議会費で一括導入とするという意見と、議員個人で所有している機器を使用するという意見とで分かれていた。前回までの意見からの変更や、新たな意見等はあるか。

☆大田委員 前回までは議員個人で所有している機器を使用することとしたいという意見であったが、スマートフォンのほか、自身のパソコンやタブレット、議会費で購入した機器のいずれでも、複数の端末機器でLINE WORKSが使用できるということなので、議会費で一括購入という意見に変更する。

☆小林成好委員 費用面を考え、議員個人で所有している機器を使用することとしたいという意見であったが、機器の不具合により会議に参加できなくなると

問題が生じるのを避けるため、議会費で一括購入という意見に変更する。

☆松島委員 各会派の意見では、日常使いのために機器を導入するというニュアンスが非常に強いかなと思う。オンライン会議における使用機器の導入ということで協議をしているところ、現在、オンライン会議は災害時等の参集困難時に開催する形になっており、そのためだけに使用機器を購入するということになるが、日常使いも問題ないという考えなのか。また、議会費で購入したものに関して、越谷市情報セキュリティポリシーに準じる取扱いなと思うが、機器の持出しはできるのか。

★課 長 まず、セキュリティポリシーについては、現状、公費で購入した機器を職員が自宅に持ち帰ることはできない。一方で、同じく公費で購入した学校の児童生徒用タブレットについては、個別の情報セキュリティポリシーを策定し、自宅への持ち帰りを可能としている。仮に議会において公費による機器導入を行った場合は、当然、機器を持ち出す必要があると思うので、議会としての情報セキュリティポリシーを策定する必要がある。

本項目はオンライン会議における使用機器の導入として協議しているが、タブレット等の機器を活用し、現在行っているLINE WORKSによる資料提供をさらに拡大していく、例えばスマートフォンでは確認し難い大容量の資料の共有、計画案等の共有など、使用用途については、オンライン会議に限定されないものと認識している。

☆松島委員 児童生徒と議員では取り扱う情報が異なる。議会のセキュリティポリシーを策定しても、制限が生じ、非常に使いづらい端末を強制的に持たされるということで、マイナスになるのではと思う。また、オンライン会議の導入にあたり機器を購入するということに引っかかっている。議会として使用するため購入するというものなのか。購入の目的によって市民への説明が変わってくる。

★課 長 ご指摘いただいた懸念点を踏まえ、情報セキュリティポリシーを検討する必要がある、取り扱う情報の内容からみて一定の制限をかける必要がある一方、公開を前提とした情報を提供していることから、制限を設けた中でも情報提供を行うことが可能であると考えます。また、オンライン会議における使用機器の導入として協議をしているが、仮に導入するのであれば、実際に機器をどのように活用するか、さまざまな使用用途

について検討されることも可能と考える。

★委 員 長 以前から議会におけるタブレット端末の導入は検討されてきており、オンライン会議導入のためだけではなく、柔軟に検討されたほうがよいと思う。

☆松島委員 オンライン会議における使用機器の導入ということで協議をしているため、オンライン会議を目的に機器を導入し、ほかのことに使用するということが市民に説明しづらい。政務活動費においても、政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は按分することとしている。オンライン会議のために導入した機器を、さまざまな機能があるため日常的にも使用するということは公費として妥当なのかという懸念がある。また、公開を前提とした情報を提供しているということであるが、議員は、提供された情報以外にもさまざまな情報を取り扱う。皆さん色々な資料を端末に保存されていると思うので、越谷市セキュリティポリシーと同等のものがなければ、いざというときに対応できないのではないか。機器を導入してから問題が生じては困るので、機器を導入する前にセキュリティポリシーを定める、または並行して検討された方がよいと思う。

☆白川委員 災害発生時等におけるオンライン会議のためだけにタブレット端末を導入しても、普段使用していなければ、非常時に使えない。タブレット端末を議会活動にどう活かしていくかが重要になる。疾病や介護などのために出席できない場合のオンライン会議やオンライン行政調査、情報発信などを含めてタブレット端末を活用が可能であると思っているので、使用用途を拡大する方向でどう運用するかを決めた方がよいと考える。

★委 員 長 議会費で一括購入という意見が多数であるところ、仮に議会費で購入することに決した場合、予算を要求する必要性が生じ、予算要求時期を逸してしまうと、1年間導入が遅れてしまうことが見込まれる。予算の件、松島委員の意見も含めて、再度会派に持ち帰り、検討いただきたい。予算の関係はいつ頃までに決定する必要があるのか、事務局に確認したい。

★課 長 当初予算要求の締切は、11月11日（月）である。仮で概算要求しておき、検討することも可能と考える。

★委 員 長 全会一致の場合は議会費で導入する方向で予算要求できるので、その点も含めて、越谷刷新クラブにおいて検討いただきたい。本項目につい

ては、継続協議することによいか。

また、「使用機器の導入方法について」は、意見が一致していないが、「使用システムについて」は、有償版のLINE WORKSの機能を活用していき、何か不具合等があれば、他の製品について検討していくことで決定されている。10月から有償版のLINE WORKSを使用しており、まずはその機能等の確認を含め、オンライン会議の試行を行いたいと考えている。その場合、使用する機器については、ご自身で使用する端末若しくは執行部が所有する端末を借りて実施したいと思うが、いかがか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

※ LINE WORKSの機能を活用したオンライン会議の施行について、12月定例会告示日の議案説明会終了後に実施することに決定された。

2 3月定例会における一般質問の実施について

★委員長 本件については、代表質問を一般質問に変更するという意見と、代表質問に加えて一般質問を実施するという意見とで分かれていたほか、各会派で選択できるようにしてはとの意見もあった。これらのことを踏まえて、前回までの意見からの変更や新たな意見等はあるか。

☆大田委員 越谷市民ネットワークでは代表質問に加えて一般質問を実施した方がよいという意見だったが、代表質問と一般質問のいずれか一方であれば一般質問がよい。しかしながら、代表質問をしたいという会派がある以上、選択制ができるのであれば選択制でもよい。

☆松島委員 代表質問に重きをおいている会派を尊重し、選択制で実施したらどうかということで、仮に反対の意見がなければ代表質問を選択した会派は従来どおり2時間の代表質問を、一般質問を選択した会派は従来どおり一般質問を行うことがよいのではと思う。

★委員長 代表質問は2時間制だが、自由民主党越谷市議団には8人の議員が所属しており、全員が一般質問を行うと質問時間が最大8時間になる。選択制の場合における一般質問の人数・時間に関する変更の考えは。

☆松島委員 公平性に疑問はあるが、今現在も8人会派から1人会派まで、すべて同じ質問時間で代表質問を行っているので、代表質問は従来どおりの代表質問、一般質問は従来どおりの一般質問という形で実施することがよいと考える。

- ☆後藤委員 立憲民主党越谷市議団では、代表質問と一般質問の選択制にした場合に、市民サイドからみて分かりにくくなるのではないかという意見があり、選択制という意見には賛成しかねる。
- ☆白川委員 一般質問の性格と代表質問の性格に係る認識が異なるため、一定の方向性が決まりづらい。選択制であれば、各会派が重要視しているところを活動できると思う。後藤委員の懸念点も理解できるが、一般的な意味の違いであること、代表質問は会派を代表して質問する、一般質問はそれぞれが質問する、ということを説明すればよいのではないか。
- ☆松島委員 後藤委員のご指摘はごもっともだと思う。質問方法としては、代表質問を選択した会派が順次代表質問を行った後、一般質問を選択した会派が一般質問を行う形とし、混在することなく実施すればよいと考える。また、一般質問において、一括質問方式と一問一答方式の選択制としていた時期があったが、実際に運用していく中で一問一答方式に統一されたという事例もあり、試行的に両方できるように選択制にすることが落としどころではないかと思う。
- ☆後藤委員 代表質問に加えて一般質問を実施することには賛成であり、日程の面で懸念はあるが、一般質問の実施に反対するわけではない。代表質問と一般質問の性質は異なると認識しているため、代表質問を一般質問に変更することには異議がある。選択制ではなく、代表質問に加えて一般質問を実施するか否かという方がすっきりするのではという考えである。
- ★委 員 長 選択制でなく、代表質問に加えて一般質問を実施した方がよいという考えに関し、1人の議員が代表質問と一般質問の両方をやってもよいというお考えか。
- ☆後藤委員 両方実施することは考えていない。
- ★委 員 長 方向性が決定した後、運用を決めるべきという認識でよいか。
- ☆後藤委員 そのとおりである。
- ☆白川委員 やはり一般質問の性格と代表質問の性格に係る認識が異なるため、意見がまとまらない。まずは選択制を試行してみて、検討してみてはどうか。ここまで議論してきているので、何かしらの方法をとりたい。
- ☆松島委員 代表質問に加えて一般質問を実施することが理想的だが、日程に影響が生じるという意見があった。選択制であれば日程が増えることはないので、その点は了承いただきたい。

★委員 長 全会一致で意見がまとまらなければ、現状維持の原則により次回の3月定例会では現行どおり代表質問を実施することになる。本項目についてはかなり議論を継続していることから、再度、各会派に持ち帰り、歩み寄れる部分、譲れない部分を検討いただき、改めて協議することによいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

3 議会運営委員会の議会中継の実施について

★委員 長 本件については、会議公開の観点から、議会運営委員会の書記録を公開することが決定され、9月定例会告示日分の書記録からホームページ上で公開している。また、議会中継の実施については、ライブ中継を含めて賛成との意見のほか、会議の公開は賛成であるが市民に誤解を与える可能性があるという意見、また、録画中継から公開してはとの意見などがあった。前回までの意見からの変更や新たな意見等があれば伺いたい。

☆白川委員 議会運営委員会は議会内部のルールを協議しているので、議論に時間がかかり、各会派の意見が異なる場合がある。そこで前回、市民に理解しづらい議論であったり言葉であったりを編集した上で、録画中継を公開してはどうかという提案をした。なぜ議会運営委員会だけ議会中継されないのかという問いに答えづらく、開かれた議会となるよう、録画中継に合意いただけないかお願いしたい。

☆久保田副委員長 今回公開を開始した議会運営委員会の書記録について、アクセス数を踏まえて本項目の検討をした方がよいと考えるが、アクセス数はいつ頃確認できるか。

★課 長 アクセス集計は、月単位で集計されている。11月頭に書記録を公開したため、12月定例会中にアクセス数が算出される場所である。

★委員 長 書記録へのアクセス数も判断基準になると思うので、集計結果が出次第、議会運営委員会で報告されたい。本日の意見も含めて、再度、各会派に持ち帰り、改めて協議することによいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

◇ 次回の議会運営委員会の開催日程について

○ 休 憩（10：56） → 次回の協議日程について確認。

○ 開 議（10：56）

※ 議会運営等について、次回、告示日の11月25日（月）午前9時30分より協議することに決定された。

◇ その他

・ 令和7年度当初予算要求について《課長説明》

現在、来年度の予算要求について取りまとめをしているところだが、申合せ事項では、「総合振興計画（基本構想、基本計画）の作成、変更時には事前に特別委員会を設置し、調査、研究、審査を行う。」としており、これまでも、第4次総合振興計画後期基本計画及び第5次総合振興計画策定前には特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として調査を行っている。これまでの経緯を踏まえると、来年度は、第5次総合振興計画後期基本計画の作成にあたり、特別委員会を設置し、調査を行うことが想定されるので、特別委員会開催に伴う委員会記録及び議会中継についても追加して予算要求することを考えている。

→ その他発言なし

○ 閉 会（10：57）